

浜の活力再生プラン
(第3期)

1 地域水産業再生委員会 (ID : 1105007)

組織名	秋田県地域水産業再生委員会
代表者名	会長 杉本 貢 (秋田県漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	秋田県漁業協同組合、八峰町、男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市、秋田県 (農林水産部水産漁港課、水産振興センター)
オブザーバー	

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	<p>中央地区 (男鹿市・潟上市)</p> <p>1. 底びき網 3名 2. 定置網 4名 3. 小型定置網 28名 4. えびかご 2名 5. 紅ずわいがにかご 1名 6. 延縄・一本釣り 131名 7. 刺網 101名 8. 採貝藻 101名 9. 沖合刺網 29名 10. 浅海刺網 148名 11. ハタハタ小型定置 18名 12. 藻類養殖 17名</p> <p>合計 583名</p> <p>令和6年12月時点</p>
-----------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当該地域は、秋田県中央部に位置し、男鹿半島など県内有数の観光地としても栄えた地域である。付近海岸一帯は比較的屈曲に富み好漁場を控えているが、近年は水産業を取り巻く環境が厳しく、令和5年度の当該地域の漁業生産量は3,417トン、生産額は1,343百万円で、10年前(平成25年度、4,650トン、1,581百万円)と比較して、生産量で1,233トン、生産額で238百万円の減少となっている。</p> <p>また、組合員数も令和5年度が547名で10年前(平成25年度、755名)と比較して、208名の減少となっているほか、漁業用資材や燃油価格は高騰するなど漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業所得は減少しており、後継者不足の要因となっている。</p> <p>当該地域は、組合員の高齢化及び減少に伴う水揚げの減少や漁協関連施設の老朽化が顕著となっており、当該地域水産業の根本的な構造改革のため、支所及び産地市場統合を推進し、水揚げ及び事業規模に見合った漁協サービスの提供と持続可能で安定的な漁業経営が図れるよう機能集約することとしている。</p> <p>当該地域で水揚げされる漁獲物の大部分は鮮魚出荷されているが、一時的に大量に水揚げされ</p>
--

る県魚のハタハタのほか、マダイ、イナダ、サケ等について、販路開拓や加工品開発を含めた魚価向上対策が急務となっている。

当該地域の海面漁業の漁獲量は、回遊性の高い魚種が多いことから、気候条件や海流などの状況により左右される。そのため、種苗放流を実施するとともに、漁業者等によるマダイやヒラメの稚魚放流やトラフグの標識放流など関連機関との連携により資源管理型漁業を進めている。

また、県内の中でも特に顕著となっている漁業者の高齢化及び減少に歯止めをかけるため、漁業スクールを開設し、担い手の掘り起こしから就業後のフォローアップまで一貫して行うことで、新規漁業就業者の確保・育成に努めている。

経費削減策としては、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進や省燃油につながるような航行速度の調整などに取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

男鹿市は、なまはげ行事が国内外から多くの観光客を惹きつける主要な観光地である。農業では稲作のほか、メロンや和梨の栽培も盛んで、地域の特産品として親しまれている。体験型観光コンテンツの充実など、観光産業のさらなる発展に取り組んでいる。

潟上市は、秋田市に隣接する農業が基幹産業の地域である。広大な田園地帯では、高品質な米の生産が非常に盛んである。また、県内有数の生産量を誇る日本なしをはじめ、多様な農産物が地域の食を支えている。

3 活性化の取り組み方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

○男鹿市プラン

1 漁業収入向上の取り組み

(1) 産地市場の衛生管理高度化及び市場業務の効率化

【成果】漁業経済システムは十分に活用されており、業務の効率化につながっている。

【課題】高度衛生管理機能を兼ね備えた荷捌所の整備に着手できていない。

(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上

【成果】地元高校生のアイデアを活かし、未利用魚商品開発につながった。

【課題】地元イベントで販売時は売れ行きもよく好評であるが、知名度は未だ低いため、イベント等でのPRを引き続き行う。

(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上

【成果】タグ付け出荷に着手しており、差別化した出荷で魚価の向上につながっている。

【課題】鮮度保持の徹底が不十分な部分もある。

(4) ブランドを活用した魚価の向上

【成果】舞雪ガニや北網ガニの差別化による魚価の向上につながっている。

【課題】新たなブランド魚種の創出には至っていない。

(5) 男鹿市複合観光施設オガーレ（道の駅おが）での販売促進による魚価の向上

【成果】オガーレでの販売は非常に人気があり、販売促進につながっている。

【課題】十分な販売促進につながっているため、取り組みを継続していく。

(6) 漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み

【成果】漁場環境整備に継続して取り組むことができた。

【課題】引き続き継続して環境整備に取り組む。

(7) 地元水産高校との連携体制の構築等による新規就業者や乗組員の確保

【成果】県内高校出身者を始め、就業者の確保は順調である。3年目継続率も高い。

【課題】地元水産高校出身の新規就業者はあまり出ていない。

(8) 養殖生産の拡大

【成果】養殖に取り組む事業者が増加している。

【課題】県内需要に見合った生産量を確保できていない。

2 漁業コストを削減させるための取り組み

(1) 減速航行や船底清掃の実施による経費削減

【成果】減速航行、船底清掃により経費削減につながっている。

【課題】一部漁業者には減速航行が徹底できていない。

○潟上市プラン

1 漁業収入向上の取り組み

(1) イワガキは整備した衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等(生菌数)に対しての対策の実施および安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化することによるブランド化の推進。

【成果】殺菌シールを貼り差別化して販売することが徹底されている。

【課題】ブランドとしての認知度は未だ低いため、引き続きPR活動を実施する必要がある。

(2) イワガキ出荷上限以上の漁獲分は活魚水槽へ蓄養し、荒天時でも出荷できる体制の構築。

【成果】活魚水槽を活用した出荷体制を構築できた。

【課題】特になし。引き続き荒天時でも出荷できる体制を整える。

(3) 本地域での活魚主力魚種（トラフグ、ヒラメ、ガザミ）以外の魚種も蓄養し、幅広い漁業経営ができる体制の構築。

【成果】海底清掃や種苗放流に取り組み、魚介類の住みやすい環境を整えながら、資源管理に努めた。

【課題】イワガキ以外の蓄養については、体制を構築できなかった。

2 コスト削減の取り組み

(1) 減速航行と船底清掃の実施。

【成果】減速航行と船底清掃どちらも十分に取り組んでいる。

【課題】特になし。引き続き継続して取り組みコスト削減に努める。

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 漁業収入向上のための取り組み

(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上

①品質・衛生管理対策の強化を図り、安全・安心な水産物を消費者へ提供するため、男鹿市および潟上市の荷捌き施設を整備する。

②漁協は、漁獲物の品質管理・高付加価値化のため、潟上市に新たな製氷・貯氷施設を整備する。

(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上

①漁協と漁業者は、県や地元高校生と協力して、低価格魚・未利用魚を活用した新たな商品開発について取り組む。

②漁協は開発した低価格魚・未利用魚を活用した商品について、イベントやオンラインサイトでの販売を継続し、知名度向上、消費拡大のためのPRに努める。

(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上

①漁業者は、アマダイ等の血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続し、魚価の向上に努める。

②採貝漁業者は、漁獲したイワガキについては衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等（生菌数）への対策を行い、安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化し、箱に殺菌済みシールを貼り出荷する取り組みを継続する。

(4) ブランドを活用した魚価の向上

①漁協と漁業者は、地元水産品のブランド化に着手し、県内外からの知名度向上・消費拡大による魚価の向上を図る。

(5) 販路拡大による魚価の向上

①漁業者と漁協は、道の駅での販売や直売、オンライン販売等を実施し、地産地消の推進や魚食普及のPRにより魚価の向上に取り組む。

(6) 漁場環境整備への取り組み

①底びき漁業者は、海底耕耘や海底清掃等に取り組む、漁場環境の改善に取り組む。

②採貝藻漁業者は、磯根資源の再生を図るため、岩盤清掃等に継続して取り組む。

③採貝藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、資源維持のため種苗放流を継続する？

(7) 養殖生産の拡大

①採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサ養殖に取り組む。

②漁業者グループは、クルマエビの陸上養殖に継続して取り組み、所得の向上を図る。

③漁業者グループは、試験的に実施してきたサーモンやマガキ養殖に本格的に取り組み、所得向上を図る。

(8) 海業による所得向上の取り組み

①漁協と漁業者は、漁港施設の有効活用法を検討し、海業に取り組むことで所得の向上を図る。

2 漁業コスト削減のための取り組み

(1) 経費削減の取り組み

①全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時2ノット減速することとし、燃油消費量の削減を目指す。

②漁業者は、船底清掃を行い、付着物を取り除くことで燃費をよくなり、燃油消費量の削減を目指す。

③漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。

3 漁村の活性化のための取り組み

(1) 漁業人材育成・確保

①漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを実施する。

(2) デジタル化人材の育成

①漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成に努め、デジタル化の取り組みに着手する。

(3) 資源管理に係る取り組み

秋田県資源管理協定を履行することによって、漁獲努力量の削減・維持に努める。

また、近年アワビやナマコ等を狙った密漁が全国的に問題となっており、本県においてもアワビやイワガキ等を狙った密漁が横行していることから、密漁防止啓蒙看板の設置等を行うとともに、県をはじめ、関係機関と連携し、密漁の防止に取り組み、水産資源の保護を図る。

(4) 具体的な取り組み内容

1年目（令和7年度）所得向上目標（基準年比）3.1%

漁業収入向上のための取り組み	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上</p> <p>漁協は、漁獲物の品質向上のための高度衛生管理機能を兼ね備えた荷捌き所の整備について、検討を継続する。また、潟上市の新たな製氷・貯氷施設についても、検討を開始する。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上</p> <p>漁協は、低価格魚や未利用魚を活用し開発した商品の販売およびPRを継続する。また、漁協と漁業者は、新たな商品開発について県や地元高校生等と</p>
----------------	---

	<p>協力して新たな商品開発について検討する。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上 漁業者は、アマダイ等の血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。</p> <p>また、採貝漁業者は漁獲したイワガキについては衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等（生菌数）への対策を行い、安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化し、箱に殺菌済みシールを貼り出荷する取り組みを継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上 漁協と漁業者は、養殖に取り組むサーモンやマガキ等のブランド化について協議する。また、漁業者に対して有益な情報を提供するバックアップ体制を構築する。</p> <p>(5) 販路拡大による魚価の向上 道の駅での販売や、直売、オンライン販売等の販路拡大の取り組みを実施し、地産地消の取り組みや県産品の PR を継続する。</p> <p>(6) 漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>また、採貝藻漁業者も、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流の実施を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大 採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、漁業者グループは、クルマエビの陸上養殖に継続して取り組むとともに、試験規模で実施してきたサーモンやマガキ養殖について本格的に取り組みを開始する。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み 漁協と漁業者は、海業に取り組むため、漁港施設の有効活用法について協議する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み 全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>

漁村の活性化のための取り組み	<p>(1) 漁業人材育成・確保 漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成 漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成について協議する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業（国） 漁村再生交付金事業（国） 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国） 経営体育成総合支援事業（国） 漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</p>

2年目（令和8年度）所得向上目標（基準年比）5.2%

漁業収入向上のための取り組み	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上 漁協は、漁獲物の品質向上のための高度衛生管理機能を兼ね備えた荷捌き所の整備について、検討を継続する。また、潟上市の新たな製氷・貯氷施設についても、検討を継続する。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上 漁協は、低価格魚や未利用魚を活用し開発した商品の販売および PR を継続する。また、漁協と漁業者は、新たな商品開発について県や地元高校生等と協力して新たな商品開発について検討する。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上 漁業者は、アマダイ等の血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。 また、採貝漁業者は漁獲したイワガキについては衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等（生菌数）への対策を行い、安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化し、箱に殺菌済みシールを貼り出荷する取り組みを継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上 漁協と漁業者は、前年に構築したバックアップ体制の下、養殖に取り組むサーモンやマガキ等のブランド化を図る。</p> <p>(5) 販路拡大による魚価の向上 道の駅での販売や、直売、オンライン販売等の販路拡大の取り組みを実施し、地産地消の取り組みや県産品の PR を継続する。</p> <p>(6) 漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施する</p>
----------------	--

	<p>とともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>また、採貝藻漁業者も、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流の実施を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大</p> <p>採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、漁業者グループは、クルマエビの陸上養殖に継続して取り組むとともに、サーモンやマガキ養殖の取り組みを継続し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み</p> <p>漁協と漁業者は、海業に取り組むため、漁港施設の有効活用法について引き続き協議する。</p>
漁業コスト削減のための取り組み	<p>(1) 経費削減の取り組み</p> <p>全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
漁村の活性化のための取り組み	<p>(1) 漁業人材育成・確保</p> <p>漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成</p> <p>漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等の実施を検討する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業 (国)</p> <p>漁村再生交付金事業 (国)</p> <p>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 (国)</p> <p>経営体育成総合支援事業 (国)</p> <p>漁業経営セーフティーネット構築事業 (国)</p>

3年目（令和9年度）所得向上目標（基準年比）7.4%

<p>漁業収入向上のための取り組み</p>	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上 漁協は、漁獲物の品質向上のための高度衛生管理機能を兼ね備えた荷捌き所の整備を実施する。また、潟上市の新たな製氷・貯氷施設についても、整備の基本計画を協議する。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上 漁協は、低価格魚や未利用魚を活用し開発した商品の販売および PR を継続する。また、漁協と漁業者は、新たな商品開発について県や地元高校生等と協力して新たな商品開発に取り組む。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上 漁業者は、アマダイ等の血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。 また、採貝漁業者は漁獲したイワガキについては衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等（生菌数）への対策を行い、安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化し、箱に殺菌済みシールを貼り出荷する取り組みを継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上 漁協と漁業者は、創出したブランド魚種について関係者を交えて評価を行う。</p> <p>(5) 販路拡大による魚価の向上 道の駅での販売や、直売、オンライン販売等の販路拡大の取り組みを実施し、地産地消の取り組みや県産品の PR を継続する。</p> <p>(6) 漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。 また、採貝藻漁業者も、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流の実施を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大 採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、漁業者グループは、サーモンやマガキ養殖の取り組みを継続し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み 漁協と漁業者は、前年度までに協議した内容の中から、実現可能なものを試験的に実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み 全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、</p>

み	<p>燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
漁村の活性化のための取り組み	<p>(1) 漁業人材育成・確保</p> <p>漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成</p> <p>漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等を実施する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁村再生交付金事業（国）</p> <p>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国）</p> <p>経営体育成総合支援事業（国）</p> <p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</p>

4年目（令和10年度）所得向上目標（基準年比）9.5%

漁業収入向上のための取り組み	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上</p> <p>漁協は、前年度に整備した漁獲物の品質向上のための高度衛生管理機能を兼ね備えた荷捌き所の活用を開始する。また、潟上市の新たな製氷・貯氷施設について、基本計画の協議を継続する。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上</p> <p>漁協は、低価格魚や未利用魚を活用し開発した商品の販売および PR を継続する。また、漁協と漁業者は、新たな商品開発について県や地元高校生等と協力して新たな商品開発に引き続き取り組み、販売に向けて協議を開始する。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上</p> <p>漁業者は、アマダイ等の血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。</p> <p>また、採貝漁業者は漁獲したイワガキについては衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等（生菌数）への対策を行い、安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化し、箱に殺菌済みシールを貼り出荷する取り組みを継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上</p> <p>漁協と漁業者は、前年実施した評価をもとに改善点を見直すとともに、販売促進や知名度向上の取り組みを実施する。</p>
----------------	--

	<p>(5) 販路拡大による魚価の向上 道の駅での販売や、直売、オンライン販売等の販路拡大の取り組みを実施し、地産地消の取り組みや県産品の PR を継続する。</p> <p>(6) 漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。 また、採貝藻漁業者も、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流の実施を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大 採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、漁業者グループは、クルマエビの陸上養殖に継続して取り組むとともに、サーモンやマガキ養殖の取り組みを継続し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み 漁協と漁業者は、前年度の取り組みの反省を踏まえて協議を行う。また、海業の試験的な取り組みを継続する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み 全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。 漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。 漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>漁村の活性化のための取り組み</p>	<p>(1) 漁業人材育成・確保 漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成 漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等を引き続き実施する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業 (国) 漁村再生交付金事業 (国) 漁場生産力水産多面的機能強化対策事業 (国) 経営体育成総合支援事業 (国) 漁業経営セーフティーネット構築事業 (国)</p>

5年目（令和11年度）所得向上目標（基準年比）11.6%

漁業収入向上のための取り組み	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上</p> <p>漁協は、前年度に整備した高度衛生管理機能を兼ね備えた荷捌き所の活用し、漁獲物の品質向上に継続して努める。また、潟上市の新たな製氷・貯氷施設について、実施設計業務に取り組む。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上</p> <p>漁協は、低価格魚や未利用魚を活用し開発した商品の販売およびPRを継続する。また、漁協と漁業者は、新たな商品開発について県や地元高校生等と協力して新たな商品の販売試験を開始する。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上</p> <p>漁業者は、アマダイ等の血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。</p> <p>また、採貝漁業者は漁獲したイワガキについては衛生管理循環型活魚水槽を利用し、紫外線殺菌装置による貝毒等（生菌数）への対策を行い、安全性の高い潟上市天王産カキとしてほかの地区と差別化し、箱に殺菌済みシールを貼り出荷する取り組みを継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上</p> <p>漁協と漁業者は、ブランド化した魚種に対して販売促進や知名度向上の取り組みを継続する。</p> <p>(5) 販路拡大による魚価の向上</p> <p>道の駅での販売や、直売、オンライン販売等の販路拡大の取り組みを実施し、地産地消の取り組みや県産品のPRを継続する。</p> <p>(6) 漁場環境整備への取り組み</p> <p>底びき網漁業者は、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>また、採貝藻漁業者も、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流の実施を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大</p> <p>採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、漁業者グループは、クルマエビの陸上養殖に継続して取り組むとともに、サーモンやマガキ養殖の取り組みを継続し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み</p> <p>漁協と漁業者は、前年度までの反省点を改善し、本格的に海業の取り組みを開始する。</p>
----------------	--

	目標年	令和 11 年度 :	1 経営体あたり
			漁業者の所得 1,664 千円
			うち漁業所得 1,664 千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>漁業者 1 人あたりの漁業所得額により目標を設定することとし、基準所得は令和元年度～令和 5 年度の 5 中 3 平均とした。</p> <p>目標所得は、収入については (1) 活締め・神経締めなどの鮮度保持による魚価の向上、(2) ブランドを活用した魚価の向上、(3) 活魚水槽を活用した出荷調整及び活魚出荷推進による魚価の向上の効果を、また、支出については、船底清掃及び減速航行の取組により見込まれる燃料削減の効果をそれぞれ見積もり積算した。取組内容に即した現実的な計算を行っており、妥当な目標設定であると判断した。</p>

(3) 所得目標以外の成果目標

① 所得向上の取り組みに係る成果目標

鮮度保持処理等に取り組む魚種の単価の向上 (ヒラメ、マダイ、アマダイ、ズワイガニ、イワガキ)	基準年	過去 5 年間 (R 元～R5 5 中 3 平均) 合計 : 837 円 (ヒラメ : 757 円、マダイ : 514 円、アマダイ : 1,361 円、ズワイガニ : 2,913 円、イワガキ : 866 円)
	目標年	令和 11 年度 : 合計 920 円 (ヒラメ : 757 円、マダイ : 514 円、アマダイ : 1,361 円、ズワイガニ : 2,913 円、イワガキ : 866 円)

② 漁村の活性化の取り組みに係る成果目標

新規就業者数の増加	基準年	過去 5 カ年 (R 元～R5) 平均 : 5.4 人
	目標年	令和 11 年度 6.0 人

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>前期浜プラン期間中、活メ技術の普及等による鮮度保持向上への取組を行っており、今期浜プランにおいても、上記取組を継続実施し、単価の向上を目指す。過去 5 カ年の 5 中 3 平均を基準年とし、最終年度平均単価の向上を目指す。</p> <p>過去の新規漁業就業者数は、令和元～令和 5 年度の平均は 5.0 人となっている。漁業研修などの取組を継続するとともに、1 人 1 人にあった就業スタイルの構築のサポートをするこ</p>

とで令和 11 年度には 6.0 人以上の新規就業者の確保を目指す。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業（国）	荷捌き施設及び冷凍・加工施設の整備
漁村再生交付金事業（国）	海底耕耘による底質改善
漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国）	種苗漂流、漂着・堆積物除去
経営体育成総合支援事業（国）	新規就業者確保のための環境整備
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油高騰に備え、漁業コストの削減
ALPS 基金（国）	ALPS 処理水海洋放出の影響のある漁業者への支援

秋田県地域水産業再生委員会規約

平成 26 年 3 月 10 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 再生委員会は、主たる事務所を住所秋田県秋田市土崎港西一丁目 5 番 1 1 号の秋田県漁業協同組合内に置く。

(目的)

第 3 条 再生委員会は、秋田県地域の活性化を図ることを目的とする浜の活力再生プランの策定から実施に至るまで、行政や漁業者団体等の連携の下、各種取組を実施するとともに、プラン策定に際して「浜の活力再生プラン」策定推進事業を実施する。

(事業)

第 4 条 再生委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 浜の活力再生プランの策定に関すること。
- 二 浜の活力再生プランに掲げる取組みに関すること。
- 三 「浜の活力再生プラン」策定推進事業に関すること。
- 四 その他前号事業に附帯する事項に関すること。

第 2 章 会員等

(再生委員会の会員)

第 5 条 再生委員会は、次の各号に掲げる者を会員とし、会員によって組織する。また、会員会議によって承認された者は会員となることができる。

- 一 秋田県八峰町、男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市
- 二 秋田県漁業協同組合
- 三 秋田県水産漁港課
- 四 秋田県水産振興センター

(届出)

第 6 条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく再生委員会にその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 7 条 再生委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 2 名
 - 三 監事 1 名
- 2 前項の役員は、第 5 条の会員の中から会員会議において選任する。
- 3 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 3 年とする。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、再生委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 再生委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを会員会議に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、会員会議を招集すること。

(役員の報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

第4章 再生委員会の運営

(再生委員会)

第11条 再生委員会には、会員で構成する「会員会議」と会員の実務者で構成する「担当者会」を置く。

(会員会議)

第12条 会員会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会員会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会員会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 浜の活力再生プランの内容に関すること。
- 二 再生委員会規約の改廃に関すること。
- 三 その他再生委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(会員会議の議決方法等)

第13条 会員会議の議長には会長が当たる。

2 会員会議の議決は、会員の過半が出席し、出席者の過半数の賛成をもって決する。

3 議決にあたり、浜の活力再生プランの対象となる漁業者やプランに基づく取組みに関連する関係者の意見を十分配慮することとする。

(書面又は代理人による表決)

第14条 やむを得ない理由により会員会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会員会議の開催の日の前日までに再生委員会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を再生委員会に提出しなければならない。

4 前条第2項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会員会議に出席したものとみなす。

(担当者会)

第15条 担当者会は、必要に応じ事務局の長が招集する。

2 担当者会では、会員会議で協議すべき事項の事前調整、事業の推進及び再生委員会の運営に関する事項について協議する。

第5章 事務局等

(事務局)

第16条 会員会議の決定に基づき再生委員会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、秋田県漁業協同組合がその責務を負う。

(備考)

第2項の事務局の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。市町村、都道府県においても会員である場合は事務局を置くことができる。

- 3 再生委員会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、第2項の団体の役職者から再生委員会会長が任命する。
- 5 再生委員会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(備考)

事務局は、会員であって適切な経理処理能力を有する者を設定すること。

(業務の執行)

第17条 再生委員会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 文書取扱規程
- 三 公印取扱規程
- 四 会計処理規程

(書類及び帳簿の備え付け)

第18条 再生委員会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 再生委員会規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 事業実施に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(事業年度)

第19条 再生委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第20条 再生委員会の運営経費については、国からの助成のほか、秋田県漁業協同組合が負担することとし、必要に応じ会員の協議により会員に応分の負担を求めることができるものとする。

(備考)

運営経費の負担については、会員であれば負担することができるものとする。

第6章 雑則

(細則)

第21条 「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要綱(平成26年2月6日付け25水港第2657号農林水産事務次官依命通知)、「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要領(平成26年2月6日付け25水港第2659号水産庁長官通知)及び「浜の活力再生プラン」策定推進事業交付要綱(平成26年2月6日付け25水港第2658号農林水産事務次官依命通知)その他この規約に定めるもののほか、再生委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年3月10日から施行する。
- 2 本再生委員会の設立初年度の事業年度については、第18条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。

平成27年3月24日 一部改正

平成27年8月11日 一部改正

秋田県地域水産業再生委員会文書取扱規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第 2 条 再生委員会における事務処理は、軽易なものを除きすべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第 3 項、第 16 条、第 22 条又は第 23 条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第 3 条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第 4 条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第 5 条 文書管理責任者は、事務局長とする。

(文書に関する帳簿)

第 6 条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- 一 文書登録簿
- 二 簡易文書整理簿
- 三 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

第 7 条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第 8 条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第 6 条第 1 号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第6条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 接受した文書について、特別な事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

3 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第10条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りではない。

(決裁の順序)

第11条 起案文書の決裁の順序は、起案者、事務局長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(後伺い)

第12条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第13条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第14条 副会長は、特に必要を認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第15条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第16条 文書番号は、秋田県再生委員会発第 号とする。

2 文書番号は、再生委員会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第17条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。ただし、再生委員会公印取扱規程第8条の公印管理責任者が公印の押印を必要としないものと認めた場合は、当該文書に公印省略の表示をし、公印の押印を省略することができるものとする。

2 再生委員会公印取扱規程第11条の契印は、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

第18条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第5条第1項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第19条 前条の規定にかかわらず、再生委員会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第20条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第21条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分)	(保存期間)
第1類	8年
第2類	5年
第3類	3年
第4類	1年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(文書の廃棄)

第22条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第3号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要があるものについては、この旨を第6条第3号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第23条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年3月10日から施行する。

(参考)

文書等の標準的な保存分類

再生委員会の会長が定める文書等の標準的な保存分類等については、以下を参考に定めること。

類別	文書
第1類	・浜の活力再生プラン及び達成状況報告書
第2類	<ul style="list-style-type: none"> ・再生委員会の設置に関する承認文書 ・再生委員会規約及びその他の規程並びに再生委員会規約の変更に関する文書 ・会員会議に関する文書 ・役員に関する名簿及び文書 ・会員に関する名簿及び文書 ・再生委員会が行う事業の実施に関する文書（補助金に係る収入及び収支に係る帳簿並びに証拠書類等） ・その他再生委員会が定める重要な文書
第3類	<ul style="list-style-type: none"> ・再生委員会の業務に関する文書 ・文書の收受又は発送に関する文書 ・その他再生委員会が第1類及び第2類に準じる文書として定める文書
第4類	・第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書

（注）再生委員会が必要と認めた場合は、上記の標準保存期間以上の保存期間を定めることができる。

秋田県地域水産業再生委員会会計処理規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、再生委員会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 再生委員会の会計業務に関しては、「浜の活再生プラン」策定推進事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2657 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2659 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）、「浜の活力再生プラン」策定推進事業交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2658 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び秋田県地域水産業再生委員会規約（以下「再生委員会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第 3 条 再生委員会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 再生委員会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続きについて、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第 4 条 再生委員会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 「浜の活力再生プラン」策定推進事業会計
- 二 漁業経営セーフティネット構築事業会計
- 2 再生委員会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第 5 条 前条に関する口座は、秋田銀行に開設するものとする。

(会計年度)

第 6 条 再生委員会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再生委員会が設立された当初の会計年度については、設立会員会議の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

- 2 再生委員会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第 7 条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第 8 条 経理責任者を置くこととし、経理責任者は、文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算及び決算書類 永久
- 二 会計帳簿及び会計伝票 10年
- 三 証憑（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。） 10年
- 四 その他の書類 5年

(備考)

- 1 第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。ただし、5年を下回ることはできない。
- 2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。
- 3 第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
- 4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- 一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- 二 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- 三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳
- 二 補助簿
 - 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
 - 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
 - 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。
 - 一 入金伝票
 - 二 出金伝票
 - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑とともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証憑に基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(年度事業計画及び収支予算の作成)

第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、担当者会の承認を得た後、会員会議の議決を得てこれを定める。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確しなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭の支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入について、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及び損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、事業年度中に1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 再生委員会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて会員会議に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第7章 雑則

第38条 実施要綱、実施要領、交付要綱、再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当者会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年3月10日から施行する。

秋田県地域水産業再生委員会公印取扱規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「公印」とは、再生委員会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類及び名称)

第 3 条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 協議会印 「秋田県地域水産業再生委員会」の名所を彫刻
- 二 職務印
 - イ 会長印 「秋田県地域水産業再生委員会会長」の名称を彫刻
 - ロ 事務局長印 「秋田県地域水産業再生委員会事務局長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第 4 条 公印の寸法は、次の各号に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

- 一 再生委員会印 25mm 平方
- 二 職務印
 - イ 会長印 23mm 平方
 - ロ 事務局長印 20mm 平方

(登録)

第 5 条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第 6 条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第 8 条第 1 項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第 7 条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

- 2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1 年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。
- 3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第 5 条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第 8 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

- 2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、補助金の請求又は交付に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月10日から施行する。

秋田県地域水産業再生委員会事務処理規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 再生委員会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理の総括)

第 3 条 再生委員会の事務処理は、事務局長が総括する。

(雑則)

第 4 条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

秋田県地域水産業再生委員会組織図

H28. 3. 30 設立

